

# 令和5年度 鹿児島市立西紫原中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

## ※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## I いじめ防止等の基本的な考え方

### (1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童等はいない」という共通認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### (2) いじめ防止の重層的支援構造

- ① 全生徒対象に、発達支持的生徒指導として、人権教育や市民性教育を通じて、「他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかける。
- ② 課題未然防止教育として、道徳科や学級活動等において、法や本校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を生徒主体で行う。
- ③ 課題早期発見対応として、日々の健康観察や毎月のアンケート調査、教育相談等を通していじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努める。
- ④ 困難課題対応的生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた取組を組織的に行う。

## 具体的ないじめの態様（例）

- 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
  - ・ 不快に感じるあだなをつけられ，しつこく言われる
  - ・ 容姿や言動について，不快なことを言われる
  - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれや集団による無視をされる
  - ・ 遊びや活動の際，集団の中に入れない
  - ・ わざと会話をしない
  - ・ 席を離す，避けるように通る
- ぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
  - ・ ぶつかるように通行する，通行中に足をかけられる
  - ・ 遊びと称して，よく技をかけられたり，叩かれたりする
  - ・ 叩かれたり，蹴られたりすることが繰り返される
- 金品をたかられる
  - ・ 脅されてお金や品物を要求される
  - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
  - ・ くつを隠される
  - ・ 持ち物を取られ，傷をつけられる，ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
  - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる
  - ・ 人前で衣服を脱がされる
  - ・ 脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等を使って，誹謗中傷や嫌なことをされる
  - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり，個人情報や恥ずかしい写真を掲載される
  - ・ いたずらや脅しのメールを送られる
  - ・ SNSのグループからわざと外される

## 2 全体計画

学校教育目標  
自らの可能性を信じ、努力することのできる生徒を育成する。

**【いじめ防止対策委員会】 場所：校長室**  
**目的** 日頃からいじめ防止に心がけ、いじめを認知した場合には学校全体で迅速に、その解決に取り組むこととする。  
**構成** 校長，教頭，生徒指導主任，養護教諭，各学年生徒指導係（以上，生徒指導部会構成員を兼ねる），学年主任，スクールカウンセラー，PTA会長（学校評議員代表）

**家庭・地域との連携**  
 ○学級PTA，  
 学年PTA，  
 PTA総会，  
 地域PTAの活用

**関係機関との連携**  
 ○鹿児島市教育委員会青少年課 TEL 227-1971  
 ○南警察署 TEL 269-0110 紫原交番 TEL 258-1766  
 ○児童相談所 TEL 264-3003  
 ○県総合教育センター教育相談課 TEL 294-2311

**学校の実践**

**1 職員体制**

- ① 生徒指導部会(毎週曜日)での情報交換。
- ② 全職員への情報の共有化。
- ③ 連絡体制(図1)

**2 いじめの未然防止…生徒に対する啓発**  
 ※ いじめは「どこでも、誰にでも起こり得る」という事実を踏まえ、全生徒を対象に未然防止に取り組む

- ① 全校朝会や学年朝会，朝や帰りの会での講話，学活や道徳での授業実施。
- ② 毎学期に「いじめを考える週間」の設定。
- ③ 生徒会より「いじめは絶対に許さない」宣言を行い，生徒に意識をもたせる。
- ④ 毎月第2土曜日に，いじめに関する項目を含めたアンケートを実施する。

**3 いじめの早期発見…生徒のいじめ等の実態把握**  
 ※ 被害者の立場に立って，常にアンテナを高くし，生徒の動向を見守り，手だてを講じる。

- ① 表面上は見えにくいことを意識してあたる。
- ② 定期・不定期のアンケート調査を実施し，各学年・学級ごとに分析し，いじめや悩みの早期発見に努める。場合においては，関係機関と連携をとる。
- ③ チャンス相談を大いに活用する。
- ④ 毎日の生活の記録から生徒の実態を読みとる。
- ⑤ 朝の会での生徒の表情。

**4 いじめへの早期対応…被害生徒，加害生徒，保護者に対する対応（複数の職員で対応する。）**  
 ※ いじめがあることが確認された場合の連絡体制は，図1のフロー図を活用する。また，直ちに被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し，加害生徒に対して複数の職員で聞き取り，確認した上で，所定の記録用紙に記入する。生徒指導主任は，その日にいじめ防止対策委員会を開く。そこで，指導方針や指導方法を明確にし，具体的な指導方法や内容などの共通理解を行い適切に指導するなど，組織的な対応を行う。また，家庭への連絡・相談や，事案に応じ，鹿児島市教育委員会や南警察署などの関係機関との連携を図るようとする。

- ① 「いじめは絶対に許さない」という職員の一貫した態度を示す。
- ② 被害生徒とその保護者に十分理解を得た上で，学校と保護者と地域が連携して早期対応を図る。
- ③ スクールカウンセラーや臨床心理相談員の活用など，被害生徒や保護者の心のケアを第1に考える。
- ④ 加害生徒とその保護者に対しては，「いじめたという行為」を確認し，指導と助言を継続的に行う。
- ⑤ いじめの関係者間における争いを生じさせないように，いじめに係る情報を関係生徒，保護者と共有するための話し合い及び謝罪の場を設定する。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，鹿児島市教育委員会及び南警察署などと連携して対処する。

**いじめを止めさせるには**

- ① 傍観者から協力者（仲裁者）を作る。
- ② 日和見主義者が協力する状況を作る。

図1

```

            graph TD
            A[事故発生] --> B[生徒指導係]
            A --> C[学年部会]
            B --- D[校長]
            B --- E[教頭]
            C --- F[担任]
            C --- G[家庭]
            B --> H[職員会議]
            H --> I[共通理解 共通実践]
            J[関係機関] --- B
            
```

### 被害生徒への弾力的な対応

- ① 保護者と連携を取りながら、一定期間、緊急避難として別室などにおいて学習を行わせるなどの対応を行う。
- ② 学級替え等の柔軟な対応（弾力的な学級編成の実施）をとる。
- ③ 「転校」措置の弾力的運用の徹底を行う。
- ④ 卒業するまでの継続的指導を行う。

### 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、鹿児島市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 鹿児島市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記調査組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ スクールカウンセラーや臨床心理相談員の活用など、被害生徒や保護者の心のケアを第1に考える。
- ⑥ 当該事案に対する報道取材等への対応は、鹿児島市教育委員会と連携を図りながら、管理職が行い、情報提供を一本化する。

### 5 その他

- 学校いじめ防止基本方針を、学校のホームページで公表し、生徒一人一人のいじめ防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。
- 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していくようにする。

## 3 年 間 計 画

学期	月	○：生徒関係 ■：職員・PTA関係 ※家庭学習等調査は、毎月第2土曜日に実施
一 学 期	4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■年度初めの活動計画に確認と共通理解</li> <li>■道徳、学活でのいじめ問題に関する授業の展開</li> <li>■家庭訪問の実施</li> <li>■PTA総会でのいじめに関する講話</li> <li>○いじめ問題を考える週間の実施 (内容：学活、道徳 新たな学級での人間関係作りができるように配慮する)</li> </ul>
	5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止ニコニコ月間での標語作成(～6月)</li> <li>○生徒会による「いじめは絶対に許さない」宣言(全校朝会にて)</li> <li>○情報モラル教育の開催(ネットポリス講演会)</li> <li>■いじめ防止ニコニコ月間での各学年・学級での講話</li> </ul>
	6 月	○ユニセフ出前授業(1年生)
	7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学年・学級PTAでの啓発・講話</li> <li>■職員研修(楽しい～とを使った生徒の分析)</li> <li>■一学期の取組の総括(学期末報告の作成)</li> <li>■二者面談、三者面談の実施(～8月)</li> </ul>
	8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■外部講師を招聘しての研修会</li> <li>■二学期に向けての取組確認</li> </ul>
二 学 期	9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活実態調査の実施</li> <li>○いじめ問題を考える週間の実施 (内容：学活、道徳 いじめアンケートを基に、学期はじめに再度学級作りを見直す)</li> <li>○インターネット利用調査の実施</li> <li>○保健講話の実施(2年生)</li> </ul>
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯教室・情報モラルについての指導(1・2年生)</li> <li>■外部講師を招聘しての研修会</li> </ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土曜参観日での保護者への啓発・講話</li> <li>○保健講話の実施(3年生)</li> <li>○教育相談に向けたアンケートの実施</li> <li>○教育相談の実施(1, 2年生～12月)</li> <li>○三者面談の実施(3年生～12月)</li> <li>○人権教室の開催(1, 2年生)</li> </ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育相談と三者面談のまとめ</li> <li>■学年・学級PTAでの啓発・講話</li> <li>■二学期の取組の総括(学期末報告の作成)</li> </ul>
三 学 期	1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■三学期に向けての取組確認</li> <li>■新入生説明会にて、情報端末の利用を含めた情報モラルの啓発</li> </ul>
	2 月	■学年・学級PTAでの啓発・講話
	3 月	■年間の総括及び次年度に向けての取組確認